

宮城県グリーン製品認定申請について よくある質問



Q1: どのような製品が認定の対象となりますか？

A1

- グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等が対象です。具体的には以下のいずれかの要件を満たす製品です。
 - (1) 県内で製造され、または加工された環境物品等(県内における製造または加工の工程が完成前の最後の工程であるものに限る)
 - (2) 県内で発生した循環資源を利用して県外(国内に限る)で製造され、または加工された環境物品等

Q2: 認定基準はどのようなものですか？

A2

- 環境配慮基準、性能基準、その他の基準が定められています。
- 詳細は、「宮城県グリーン製品認定基準」
(https://www.pref.miyagi.jp/documents/12987/green_ninteikijun.pdf)を参照ください。

Q3: 誰が認定申請できるのですか？

A3

- **宮城県内に事業所を有する環境物品等の製造事業者で、次に掲げる全ての要件を満たす者が申請できます。**
 - (1) グリーン購入促進条例及び環境関係法令に違反し、不利益処分を受けていない者
 - (2) 産業財産権を侵害せず、または製品販売適用法令に違反していない者
 - (3) 廃棄物処理法に規定する許可を要する場合は、許可を受けている者
 - (4) 認定事業者の遵守事項の遵守を誓約する者
 - (5) 認定製品の品質に関する規格及び品質管理体制に関する情報を県が県民等に提供することに同意する者
 - (6) 申請環境物品等の製造(加工)を委託している場合、委託先が上記の要件(1)から(3)を満たしている者と委託契約している者

Q4: 申請の受付期間はいつですか？

A4

- 申請は以下の期間で受け付けています(日曜、土曜、休日を除く)。事前相談は随時行っています。
前期(10月認定分):毎年 4月1日 から 6月30日まで
後期(4月認定分) :毎年 10月1日 から 12月28日まで
- 申請書類に不備等があった場合は、修正を依頼します。**修正が完了しないうちは受理できませんのでご注意ください。**
- 申請期間内に受理可能な状態となるよう、余裕を持って提出してください。

Q5: 申請方法について、詳しく教えてください。

A5

- 申請書類等は、原則として LoGo フォーム(電子申請システム)で提出してください。
- 提出書類は、申請書(様式第2号)第4面のチェックリストの各項目に対応する書類ごとに区分して整理し、当該項目の番号及び書類名を付して提出してください。
- 書類を郵送して申請することも可能ですが、その場合は、申請時に提出したものと同一ものを控えとして保管しておくことをお勧めします。

Q6: 書類(紙)で申請する場合の提出先と、問い合わせ先はどこになりますか？

A6

- 書類の提出先(宛先)及びお問い合わせ先は、下記のとおりです。
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 13 階北側
宮城県環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画班
電話:022-211-3207 ・E-mail:junkanj@pref.miyagi.lg.jp

Q7: 申請にはどのような書類が必要ですか？

A7

- 「宮城県グリーン製品認定申請の手引き」p.5
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/sinnsei.html>)をご確認ください。

Q8: 認定の審査はどのように行われますか？

A8

- 申請書は、必要事項の記入や添付書類の漏れがないことを確認した上で、收受します。
- その後、申請製品を製造する事業場の現地確認を行います。審査のために、書類の提出や確認が必要となる場合があります。

Q9: 認定の有効期間はどのくらいですか？

A9

- 4月1日から 6月30日の期間に申請があった製品 当該年度の10月1日から3年間
10月1日から12月28日の期間に申請があった製品 翌年度の4月1日から3年間

Q10: 申請書を記入する上で特に注意すべき点がありますか？

A10

- 「宮城県グリーン製品認定申請の手引き」p.3～5
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/sinnsei.html>)をご確認ください。

※特に留意が必要となる点

(1)「概要」及び「用途」欄について

- 宮城県が公開しているグリーン製品紹介ウェブサイトに掲載されるため、公開可能な内容を記載してください。エコマーク商品類型に該当する場合はその名称を記載し、不明な場合は窓口にご相談ください。複数用途がある場合は全て記載してください。

(2)「環境配慮事項及びその科学的根拠」欄について

- 該当する項目を塗りつぶし、その内容及び科学的根拠を記載し、証明書等があれば添付してください。

(3)「品質に関する規格」欄について

- 日本産業規格(JIS 規格)、日本農林規格(JAS 規格)又はこれらに準ずる規格がある場合はその名称を記載してください。
- 上記の規格がない場合は、関連する業界規格を記載してください。
- 上記の何れの規格もない場合は、「自主規格」とその内容を具体的に示してください。

(4)「品質管理体制」欄について

- 自主管理マニュアルの整備、品質検査の頻度など、製品の品質管理方法を記載してください。
- 「販売時の形態・仕様」欄:複数仕様がある場合は、全ての仕様及び仕様ごとの販売形態を記載してください。

(5)「申請日の属する事業年度前3年の各事業年度の販売実績」欄について

- 販売を開始して3年に満たない製品は販売開始後の実績を、販売実績のない製品は、事前に販売計画等について聞き取りします。

(6)「循環資源使用割合」欄について

- 循環資源の使用割合が、グリーン製品認定基準のうち、「環境負荷低減に関する基準」に適合していることの根拠資料を提出してください。製品規格が複数ある場合には、各規格の循環資源使用割合を示してください。

(7)製造(加工)事業所(全体工程)欄について

- 製造(加工)の工程が分かるように、工程(作業)のフロー図と簡潔な解説を記載してください。
- 現地調査では、このフロー図に基づいて、実際の製造(加工)工程を確認します。
- 複数の製造事業所で製品を製造している場合には、各製造事業所における工程の領域が分かるように記載してください。

Q11: 放射性物質に関する検査結果は必要ですか？

A11

- 申請製品の原材料に放射性物質(セシウム134、セシウム137)及びこれによって汚染されたものを使用していないことを証する書類が必要です。
- 申請の日から1年以内に第三者の検査機関で実施した「最終製品」の検査結果の写し(コピー)を提出してください。
- ただし、大型の土木造園資材や建築資材、家具類等で最終製品の状態で分析が難しい場合で、原材料の切断・破碎・組み立て等の加工のみを行って(他の原材料と混練・混合せずに)最終製品とする製品については、「原材料」の検査結果の提出も可能です。